

財務省告示第四百五十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十四年十二月二十日に発行する利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月十八日  
 財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	発行方法	発行金額	払込金額	種類	発行の価格	募集の価格	利率	初期利子	第二期利子
利付国庫債券（二年）（第二百三 回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二条第一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行	額面金額で千五十億円	千五百五十万円	円、一億円及び十億円、千 五万円、十万円、百万円、千 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十二月二十日	平成十四年十一月二十日	〇・一パーセント	平成十五年六月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。	毎年六月二十日及び十二月二十 日を支払期とし、各支払期にお いて、その日以前六月間に属す る利子を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限

平 成 十 四 年 十 二 月 二 十 日	平 成 十 四 年 十 二 月 十 六 日 ま で	平 成 十 四 年 十 一 月 二 十 九 日 か ら	取 扱 店 並 び に 取 扱 郵 便 局	国 債 代 理 店 及 び 国 債 元 利 金 支 払	日 本 銀 行 の 本 店 、 支 店 、 代 理 店 、	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 六 年 十 二 月 二 十 日
---	---	--	---	--	---	---	---